

1 年単位の变形労働時間制に関する協定書

第1条 所定労働時間は、1年単位の变形労働時間制によるものとし、本協定の定めるところにより、1年間で平均し1週間40時間以内とする。

第2条 第1条の期間中における各日の所定労働時間は 時間、始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

始業・終業の時刻	始業	時	分	終業	時	分
休憩時間	時	分	から	時	分	まで

第3条 対象期間の起算日は令和 年 月 日とする。

第4条 第1条の期間中における休日は、別紙「年間カレンダー」のとおりとする。

第5条 対象期間中に特定期間は定めない。

第6条 本協定による变形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

- 一 18歳未満の年少者
- 二 妊娠中又は産後1年以内の女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者
- 三 育児や介護を行なう従業員、職業訓練又は教育を受ける従業員、その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

第7条 本協定の有効期間は起算日から1年間とする。

令和 年 月 日

(事業所名)

⑩

(事業所名)

従業員代表

⑩